

令和5年度

中小企業高付加価値化投資促進補助金(2次公募)のご案内

応募受付期間: 令和5年5月22日(月)~6月2日(金)【必着】

この補助制度は、中小企業者が、①ものづくり基盤技術の高度化、成長分野における生産拠点の強化 ②付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備 ③地域未来投資促進法に基づく承認を受けた事業(地域経済牽引事業)の実施のために、新たに県内で設備投資を行う際に、その費用の一部を支援することにより、中小企業の県内における新たな投資を促進し、雇用の維持を図ることを目的としています。

◆ 補助制度の内容

1 補助対象者

中小企業者(中小企業基本法第2条に規定するもののうち、個人を除くもの)

2 補助対象事業

(1) 一般枠

	製造業型	サービス産業型
補助対象事業	①ものづくりの基盤技術(※1)を高度化することによる競争力の強化 または ②本県の成長を導く高付加価値の成長分野(※2)における生産拠点の強化に係る事業	①体験交流機能 ②地域製品の加工または販売機能 ③飲食または宿泊機能のうち2つ以上の機能を備えた付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る事業。(ただし、地域課題の解決に資する事業(※3)を行う場合は、①から③のうち1つの機能を満たせば申請可能とする)
補助率	補助対象投資額(※4)の10%以内(外部との連携による事業(※5)は12%以内)	
補助限度額	1企業につき1,000万円まで	
投資要件	設備投資額 1,500万円以上	設備投資額 1,000万円以上
雇用要件	申請時点の常用雇用者数(※7)を事業完了後3年間維持すること	

(2) 地域経済牽引事業枠

補助対象事業	三重県による承認(※6)を受けた、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」に係る事業(製造業及びサービス業に限る)
補助率	補助対象投資額(※4)の10%以内(外部との連携による事業(※5)は12%以内)
補助限度額	1企業につき2,000万円まで
投資要件	設備投資額 2,000万円以上
雇用要件	申請時点の常用雇用者数(※7)を事業完了後3年間維持すること

(※1) ものづくりの基盤技術とは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」において特定ものづくり基盤技術の指定を受けた12分野の技術をいいます。

(※2) 高付加価値の成長分野とは、グリーン・デジタル関連、食品関連、ライフイノベーション関連の成長産業、及び高度部材関連産業をいいます。

(※3) 地域課題の解決に資する事業とは、新しいビジネスモデル、ノウハウを活用した事業を通して、三重県の地域課題(人口減少、超高齢化社会、若者の県外流出等)の解決に資する、営利を目的とした事業をいいます。

(※4) 補助対象投資額とは、機械、設備等の償却資産とします。(土地、建物については対象外です。)

(※5) 外部との連携による事業とは、自社以外の組織(企業・大学等)と連携し新しい事業を行い、自社にはない技術、ノウハウ等を取り込むことによって、新しい価値を創出する事業を行うことをいいます。

(※6) 当補助金に係る事業計画書の提出時点で「地域経済牽引事業計画」が三重県の承認を受けていることが原則ですが、同時点において「地域経済牽引事業計画」の承認申請を提出済であれば、応募可能とします。

(※7) 当補助金における常用雇用者とは、次の要件を満たす者です。

① 雇用期間の定めのない者(高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に規定する継続雇用制度により雇用された者を含む。)

② 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者 また、常用雇用者数について、申請後に申請者を訪問し、現地確認をする場合があります。

その際は、次の書類をご準備いただくことになります。

- ・従業員名簿
- ・雇用期間に定めがないことがわかる書類(雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等)
- ・雇用保険に加入していることがわかる書類(事業所別被保険者台帳等)

(※8) 「地域経済牽引事業枠」と「一般枠」の併願はできません。

3 採択方法及び採択基準

◆採択方法

応募のあった事業計画について、中小企業高付加価値化投資促進補助金審査委員会において、審査を実施（必要に応じプレゼンテーション等による聞き取りも実施）し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。

◆採択基準

- (1) 生産設備等導入による事業の競争力・効果、市場の成長性、競合他社との優位性、事業の継続性・実現性、雇用の維持、財務状況など
- (2) 補助対象となる生産拠点での常用雇用者数について、補助金交付事業完了後3年間は、申請時点と同数以上を維持すること
- (3) 令和6年2月15日までに事業完了できること

4 応募方法

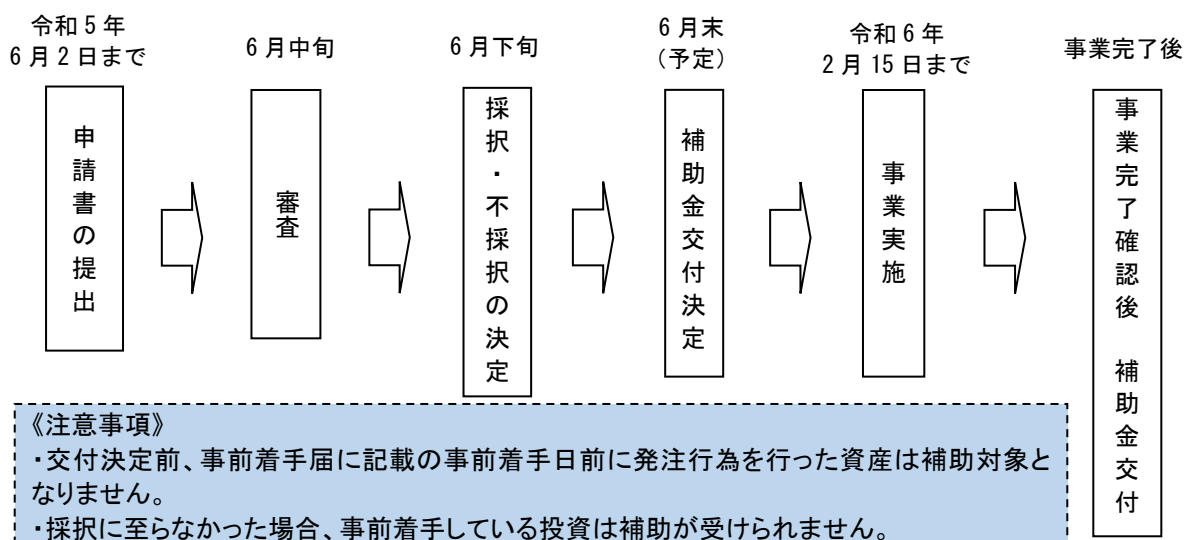
令和5年5月22日（月）から令和5年6月2日（金）17時15分までに、下記の提出書類一式を、メール、郵送又はご持参ください【必着】

※申請にあたっては必ず事前にご相談ください。内容や添付書類に不備がある場合には受け付けられません。

◆提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ③ 最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
※財務状況について、別途詳細な資料等の提出を求めることがあります。
- ④ 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がない旨の証明）
- ⑤ 地域経済牽引事業枠に応募する場合は、「地域経済牽引事業計画承認書」の写し
※「地域経済牽引事業計画」の承認申請中の場合は、「地域経済牽引事業計画承認申請書」の写し
- ⑥ 外部との連携事業に申請する場合には、連携先の名称及び連携の内容を示す資料
- ⑦ その他必要とする書類（プレゼン資料等）
- ⑧ 事前着手届（様式第2号）※交付決定前に発注等を行う場合

<申請から採択までのスケジュール(予定)>



お問い合わせ：〒514-8570 三重県津市広明町13(三重県庁8階)

三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

電話：059-224-2819 FAX：059-224-2221 Email：kigyoyu@pref.mie.lg.jp